

2021年9月28日

大阪府社会福祉協議会

特例貸付制度における償還免除等業務の業務委託に係る公告について

1. 本告知内容について

大阪府社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症に係る生活福祉資金特例貸付（以下、「特例貸付」という）制度において、2020年3月より貸付業務を行っており、2022年2月から償還免除等業務が開始される予定です。

業務開始にあたり、取り扱い件数が膨大となるため、業務委託による実施を想定しており、今後の予定について公告するものです。

2. 概要について

(1) 案件名称

特例貸付の償還免除等業務委託

(2) 業務概要

償還免除業務、償還金の請求・入金管理業務などの償還業務および借受人等の情報管理に関わる業務等

3. 契約方法について

契約方法は業務委託契約を想定しております。

4. 契約及び業務開始時期（想定）について

契約は2022年1月、業務開始は2022年2月を予定しております。

上記事業を行うにあたり、10月上旬に情報提供依頼（RFI）を提示させていただきますので、ご協力頂ける事業者様は下記までご連絡をお願い申し上げます。

<本件に関するご連絡先>

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（担当：生活支援部 木越、石井）

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター

T E L : 06 - 6776 - 2234 (9時15分～17時)

F A X : 06 - 6767 - 1562

MAIL : soumu@osakafusyakyo.or.jp